

新型コロナウイルス感染症及び 自然災害における 業務継続計画（BCP）

合同会社アビターレ
居宅介護支援事業所あおば

作成日:令和6年3月18日

目次

1 共通事項	2
(1) 目的	2
(2) 基本方針	2
(3) 対応体制	2
(4) ICT ツールの活用	2
(5) 研修・訓練の実施	3
(6) BCP の検証・見直し	3
2 新型コロナウイルス感染症における対応	4
(1) 平時からの備え	4
(2) 初動対応	5
(3) 感染防止体制の確立	5
3 自然災害における対応	6
(1) 平常時の対応	6
(2) 緊急時の対応	7
(3) 他施設及び地域との連携	9
(別紙) 感染症及び自然災害発生時における利用者支援について	10

1 共通事項

(1) 目的

本計画は、新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という）及び自然災害が事業所内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、定めた実施事項を平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定める。

感染症及び自然災害発生時の利用者支援についての詳細な対応は「(別紙) 感染症及び自然災害発生時における利用者支援について」にて定める。

(2) 基本方針

本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

- ① 職員の安全確保
職員の生命を守り、生活の維持及び感染拡大防止に努める。
- ② 利用者の安全確保
利用者は重症化リスクが高く、感染症の罹患及び自然災害発生時に深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して安全の確保に努める。
- ③ サービスの継続
利用者の生命、身体の安全、健康を守るために最低限必要となる機能を維持する。

(3) 対応体制

感染症及び自然災害発生時の対応体制は以下のとおりとする。

- ① 自然災害及び感染症対策本部長：高山直人
- ② 対策本部における職務
 - ・緊急対応に関する意思決定
 - ・関係各部署との窓口
 - ・医療機関との連携
 - ・関連機関、他施設、関連業者との連携
 - ・感染防護具の管理、調達

(4) ICT ツールの活用

感染症及び自然災害発生時にも事業所以外で業務継続できるよう、次の ICT ツールを活用する。

ICT ツール	ソフト名	活用場面
チャットツール	LINE、MCS	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に電話回線が繋がりにくい状況での連絡手段 ● グループチャットによる迅速な情報共有、情報の一元化
ビデオ通話	LINE、ZOOM	<ul style="list-style-type: none"> ● 非接触による安全性を確保しながらのカンファレンス開催 ● 遠隔地の関係者と直接的なコミュニケーションの実現
クラウド型介護ソフト	カイポケ	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者データを自動でバックアップ ● 事務所以外の場所からケアプラン等を作成
メール	gmail	<ul style="list-style-type: none"> ● リモートにもよるデータの送受信 ● 送受信のデータを電子的に管理・保存
クラウドストレージ	カイポケ	<ul style="list-style-type: none"> ● 紙の書類をデータ化してクラウドストレージに保存し、リモートからデータにアクセス ● 自動的なバックアップ機能によりデータの損失等を回避
IP 電話アプリ	LINE	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に電話回線の制約を受けない通信手段の確保 ● 場所に固定されない通信環境の実現

(5) 研修・訓練の実施

ア 本計画に基づき以下の研修を実施する。

- ① 入職時研修
 - ・ 時期：入職時
 - ・ 担当：管理者
 - ・ 方法：BCPの概念や必要性、感染症及び自然災害に関する情報を説明する。
- ② BCP研修（全員を対象）
 - ・ 時期：年2回
 - ・ 担当：管理者
 - ・ 方法：BCPの概念や必要性、感染症及び自然災害に関する情報を共有する。

イ 本計画に基づき以下の訓練を実施する。

- ・ 時期：年1回
- ・ 担当：管理者
- ・ 方法：BCPに基づき、役割分担、実施手順、人員の代替え、物資調達方法の確認などを机上訓練で確認する。

(6) BCPの検証・見直し

以下の活動を定期的に行い、BCPを見直す。

- ・ 他法人居宅介護支援事業所とBCPに関する検討会を設置する。

- ・ B C Pに関連した最新の動向を把握する。
- ・ 訓練の実施により判明した新たな課題と、その解決策を B C Pに反映させる。

2 新型コロナウイルス感染症における対応

(1) 平時からの備え

ア 体制構築・整備

- ・ 意思決定者及び担当者は、感染症及び自然災害対策本部長とする。

イ 感染症防止に向けた取り組みの実施

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードで示された「[感染防止の5つの基本](#)」及び厚生労働省からの「[高齢者施設等における感染対策等について](#)」を踏まえ、以下の感染防止に取り組む。
 - ① 体調不安や症状があるときは自宅で療養するか医療機関を受診する
 - ② 利用者宅でのマスクの着用及び日頃からのせきエチケットの実施
 - ③ 3密の回避及び換気
 - ④ 手洗いを日常の生活習慣とする
 - ⑤ 適度な運動と食事により健康な生活を送る
- ・ ICT ツールを活用（※）したりリモートワークの環境を整備する。
 - ※ 「1.共通事項（4）ICT ツールの活用」参照。
- ・ 以下の行政機関から最新の情報を収集する。
 - ① 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
 - ② 宮崎県の新型コロナウイルス感染症のホームページ
<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/covid-19/kenmin/20200804143434.html>
 - ③ 高原町の新型コロナウイルス感染症のホームページ
<https://www.town.takaharu.lg.jp/site/covid19vaccine/>

ウ 備蓄品の確保

- ・ 備蓄品リストを年1回確認し、不足分を補充する。

(2) 初動対応

- ・感染疑い者が発生した際の初動対応について、迅速な行動ができるよう準備しておく。

ア 対応主体

- ・感染症及び自然災害対策本部長を最高責任者とする。

イ 第一報

- ・感染疑い者が出た事実、本人の容態、感染前後の経緯等を確認する。
- ・主治医や地域で身近な医療機関、あるいは、受診・相談センターへ電話連絡、指示を受ける

ウ 感染疑い者への対応

a 職員

- ・医療機関受診
- ・自宅待機指示（リモート勤務）

エ 感染者への対応

a 職員

- ・発症日を0日目として5日間は事業所への出勤及び利用者宅への訪問を控え、かつ症状が軽快した場合でも、24時間程度は同対応とする。
- ・自宅療養中も可能な範囲でリモート勤務を継続していく。

c 関係機関への連絡

- ・陽性結果について、利用者の市町村担当部署に報告する。

(3) 感染防止体制の確立

ア 濃厚接触者への対応

a 職員

- ・新型コロナウイルス感染者との接触日を0日として5日間は事業所への出勤及び利用者宅への訪問を控え健康観察を行う。
- ・リモート勤務にて業務継続する。

イ 関係者との情報共有

- ・時系列にまとめ、感染者の情報、感染者の症状を報告、共有する。

3 自然災害における対応

(1) 平常時の対応

ア 建物・設備の安全対策

- ・利用者・家族および関係者とチャット（※）やメール等の電話以外の連絡方法を確保する。※チャットツールは **LINE** を使用。
- ・紙による書類保存を減らし、電子保存とする。
- ・電子保存したデータをクラウド（※）上で保存する。※クラウドストレージは **カイポケ** を使用。
- ・キャビネット転倒防止のため、150 c mを超えるキャビネットは設置しない。
- ・不安定に物品を積み上げず、日ごろから整理整頓を行い、転落を防ぐ。

イ 電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策

a 電気が止まった時の対策

- ・電気なしでも使える代替品(乾電池や手動で稼働するもの)の準備や業務の方策を検討する。

b 水道が止まった時の対策

- ・飲料水用のペットボトルなどの保管方法を検討する。
- ・飲料水は、定期的に使用し、新しいものと入れ替える。
- ・対応策（削減策）生活水の多くは「トイレ」「食事」「入浴」で利用

c 通信が麻痺した場合の対策

- ・被災時は固定電話や携帯電話が使用できなくなる可能性があるため、日頃からメールやチャット等の連絡手段で関係機関と連絡が取れる体制を構築していく。

d システムが停止した場合の対策

- ・PC、サーバ、重要書類などは、浸水のおそれのない場所に保管しておく。
- ・電子データはローカルではなく、クラウド上で保存していく。

ウ 必要品の備蓄

- ・被災時に必要な備蓄品は備蓄品リストを使用して、計画的に備蓄する。
- ・備蓄品によっては、賞味期限や使用期限があるため、担当者を決めて、定期的にメンテナンスを行い、備蓄品リストを見直す。

エ 防災アプリフォルダの作成

- ・災害時に迅速に情報を入手できるよう、スマートフォンに防災アプリフォルダを作成する。防災アプリフォルダには以下のアプリを含む。

防災アプリ	アプリ名	活用場面
宮崎県の防災アプリ	Hazardon	各地域の災害情報や適切な備え方を学ぶことが可能。
ラジオアプリ	radiko	ラジオやテレビのない外出先で災害が発生したときも、すぐに必要な情報にアクセスできる。
防災情報アプリ	yahoo	災害の最新情報が得られるだけでなく、マップ上で雨雲・台風・河川の情報も確認できる。
応急手当アプリ	ポケットメディカアプリ	災害発生時に怪我や急病に対応し、自分や他者を危険から守る手助けとなる。

オ 外出時の習慣

災害時には高層階から階段で降りる必要があったり、長時間歩くことも想定される。そのため、靴選びでは「歩きやすさ」を優先することが重要である。日常的にスニーカーを履いているのが理想的だが、それが難しい場合は、コンパクトなフラットシューズをバッグに入れて持ち歩いたり、職場にスニーカーを置いておくなどの工夫をする。

カ ハザードマップを確認する

ハザードマップ（防災マップ）は、大地震や水害などの災害時に被害が大きくなりやすい場所や、危険性の高い地域、避難場所、給水ポイントなどを示した地図である。自分の住む地域にどのような危険があるのか、緊急時にどこへ避難すべきかを確認しておく。

キ 日常備蓄

「日常備蓄」とは、普段使う食料品や生活必需品を通常よりも少し多く購入し、ストックしておくことである。買い物の方法を少し変更するだけで、防災対策に役立つ。

（2）緊急時の対応

ア 業務継続計画（BCP）発動基準

a 地震

- ・ **高原町・小林市・都城市**において震度6以上の地震が発生した場合。

- b 水害・火山の噴火、土石流、降灰
 - ・高原町・小林市・都城市において大型台風や大雨により川の氾濫や火山の噴火による降灰・土石流災害等が見込まれる場合。

イ 自らの身の安全の確保

a 地震発生の瞬間

地震発生の瞬間には、「身を守る」「つかまる」「危険から離れる」の3つを意識する。

① 身を守る

地震の揺れを感じた際には、周囲の状況を素早く確認し、「落ちてこない」「倒れてこない」「行動しない」場所へ迅速に移動することが重要である。1分以上は安全な場所で状況を見守る。

② つかまる

固定されたものにつかまる。

③ 危険から離れる

揺れにより発生する危険から離れる。

b 揺れが収まってからの行動

揺れが収まってからの行動は、ケガに注意しつつ、落ち着いて火の始末と出口を確保する。

① ケガに注意して行動する

あわてて行動すると、散乱したガラスなどで怪我をするおそれがある。落ち着いて周りをよく見ながら、スリッパや靴を履いてから次の行動に移る。

② 落ち着いて、火の始末をする

揺れている最中のキッチンには危険が多いため、すぐに離れて身を守ることを優先し、揺れが収まってから火の始末をする。万一、出火した場合は、落ち着いて初期消火に当たります。

③ ドアを開けて出口を確保する

大きな揺れが収まっても、余震は続く。いつでも避難できるように、部屋の窓や戸、玄関のドアを開けて出口を確保する。

ウ 災害用伝言ダイヤル「171」の利用

NTT 東日本が提供する災害用伝言ダイヤル「171」を利用し、家族や職員の安否確認を行う。

【録音と再生の方法】

- ・録音：「171」に電話をかけ、録音用のオプション「1」を選択し、自分の電話番号を入力後、メッセージを録音する。

- ・再生：「171」に電話をかけ、再生用のオプション「2」を選択し、確認したい人の電話番号を入力してメッセージを聞く。

(3) 他居宅介護支援事業所及び地域や市町村との連携

- ・単独での事業継続が困難な事態を想定して施設・事業所を取り巻く関係者との協力関係を日頃から構築しておく。
- ・感染症若しくは自然災害等により事業継続が困難であると、自然災害及び感染症対策本部長が判断した場合には、以下の事業所への引継ぎを行う。

- ① ケアプランセンターさの
- ② ケアサポートなみき
- ③ 居宅介護支援事業所しづの
- ④ 高崎苑居宅介護支援事業所

※上記事業所のみでは対応が困難である場合には他事業所への依頼も行う。

(別紙) 感染症及び自然災害発生時における利用者支援について

(1) 安否確認

- ・利用者の安否を迅速に確認する。
- ・チャットツールや電話を活用して多職種と連携を図りながら、利用者の安否確認を行う。
- ・「災害時利用者安否確認シート」にて利用者の安否確認を記録する。

(2) 医療機関への搬送

- ・利用者の状況に応じて医療機関への搬送をサポートする。

(3) サービスの継続

- ・利用者の生命、身体の安全、健康を守るために必要不可欠と判断されたサービスに関しては、感染防止策を徹底した上でサービスの提供を継続する。
- ・通所系、宿泊系サービスに関しては利用を中止する場合があるが、訪問系サービスに関しては、感染防止策を徹底した上でサービスの提供を継続する。

(3) 日常生活のサポート

- ・多職種で連携しながら生活必需品の確保や食料・水の供給サポートを行う。

(4) 情報提供

- ・利用者やその家族に対して、現状の情報や安全対策、必要な行動についての情報を提供する。

(5) その他

- ・利用者の状況に応じて、その他の必要なサポートを提供する。